

平成23年度小田原市市民活動応援補助金 第1次審査について

1 申請件数 合計 件（申請総額 円）

スタートアップコース 件（昨年度 13件）

ステップアップコース 件（昨年度 7件）

2 審査員

小田原市市民活動推進委員会委員

*ご自身が関連する団体がある場合は、お手数ですが、地域政策課（TEL 33-1458）までご連絡をお願いします。

3 審査の流れ

(1) 各委員に審査関係書類を送付

【添付資料】①審査実施要領

②申請書等の写し

③申込状況一覧（スタートアップ・ステップアップ）

④所管課意見一覧

(2) 各委員による書類の個別審査・評価

(3) 市提出用評価表の提出 ⇒ 2月 日 () 必着

(4) 各委員の評価の集計（市役所が行います）

(5) 小田原市市民活動推進委員会開催（2月 日 ()）

*第1次審査通過事業の決定

4 審査の方法

第1次審査（書類審査）は、個別評価（7項目）の合計点によるものとし、高い点数を得たものから、第1次審査通過事業とします。

5 審査のポイント

多角的な審査を行う上での「視点」として示すものです。

①本補助金の趣旨にふさわしい事業か。

公益性（事業内容の公益性、公開性、社会貢献性が高い）

自主性（事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている）

創造性（事業実施にあたって、アイデア、工夫に富んでいる）

継続性（将来にわたり事業が継続される可能性が高い）

発展性（本補助金をきっかけに、事業や団体が成長する可能性が高い）

②適正に計画されている事業か。

事業実現性（実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている）

費用対効果 (事業費の積算が適正である、補助金の用途が適当である)

6 審査の手順

(1) 各委員手持ち採点表の記入

- ・「採点表」には、公益性等7項目の「個別評価」の項目がありますので、それぞれについて5点満点で採点し、合計点を記入してください。
- ・第1次審査では、補助金の交付総額について、配慮の必要はありません。A・Bを付した事業の補助金申請額の合計が、例年の予算額から勘案して、明らかに予算を超えるとと思われる額になっていても構いません。
- ・「意見」及び「質問」欄は、必要に応じてご活用ください。

(2) 第1次審査通過事業の決定

- ・2月 日 () 開催の、市民活動推進委員会の席上で行います。

7 市提出用評価表の返送期日 2月 日 () 必着

(FAX可 0465-34-3822)